平成２４年（フ）第１５８７６号
東京都大田区田園調布２丁目26―３　小松方
債務者　水谷　敏夫
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崔　　宗樹
4　破産債権の届出期間　平成25年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２７９７号
札幌市豊平区平岸３条９丁目４番10号　メゾンいさご203号
債務者　平尾　秀人
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８２１号
北海道石狩郡当別町字茂平沢3061番地133
債務者　今井　君子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８３８号
札幌市手稲区前田10条20丁目13番１号
債務者　江良　真一
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８４５号
札幌市豊平区豊平４条７丁目１番18―301号
債務者　赤山　洋介
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８６５号
札幌市白石区平和通３丁目北３番１―202号
債務者　工藤　忠之
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８６８号
札幌市南区川沿６条２丁目２番60―107号
債務者　渡邉　絵理
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９４７号
札幌市東区北20条東19丁目１番17号　プロシード元町２―501号
債務者　斉藤かおり
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２０号
群馬県高崎市倉賀野町1095番地３　ファインパレス402号
債務者　麻生　大介
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３３７号
群馬県高崎市上佐野町1096番地１　県住Ｂ棟48号
債務者　田中ゆき子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２００号
千葉県東金市山田1262番地１　ソレイユ松崎205
債務者　細野すみ子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２０７号
千葉県大網白里市細草987番地68
債務者　碩　　洋子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５３４号
相模原市中央区千代田１丁目９番４号　平成ハイツＢ101
債務者　熊谷こずえ（旧姓新納）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５４９号
相模原市中央区清新３丁目13番19号　インベストメント清新201号
債務者　白鳥不次夫
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５５３号
相模原市中央区相生３丁目５番５号　メゾン・ド・ＧＥＮ305
債務者　吉成真希子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５５８号
相模原市南区上鶴間本町８丁目46番34号　ハウスグリーン105号
債務者　熊谷　芳美
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７９号
新潟県三条市中新18番43号、前住所新潟県三条市北入蔵２丁目21番23号
債務者　井上　雅子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
新潟地方裁判所三条支部